

第1条（名称）

本後援会の名称は、今永昇太後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条（趣旨・目的）

本会は、プロ野球選手・今永昇太選手の活躍を応援するとともに会員相互の親睦を図る。

第3条（活動）

- 1.今永昇太選手を物心両面にわたって激励するための事業
- 2 所属球団の応援、球場での団体観戦
- 3.所属球団及び後援会活動の広報・宣伝
- 4.会員相互の親睦
- 5.その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条（構成員及び入会条件）

- 1.前条の目的・活動内容に賛同できる人
- 2.後援会事務局と連絡が取れる人（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の提示）
- 3.18歳未満（高校生含む）は、保護者の同意を必要とする。
- 4.暴力団等の反社会的勢力の構成員もしくは構成員等と関係がない人

第5条（会員の心得）

- 1.会員は、各球場の規則を守り、係員の指示に従う。
- 2.会員は、応援マナーを守り、周りのお客様と協力して楽しい観戦を行う。
- 3.会員は、所属球団及び後援会を利用した営利活動は行わない。
- 4.会員の入会承認、罷免、除名権限は役員会が有する。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 1.会 長 1 名

- 2.副会長 1 名
- 3.監 事 1 名
- 4.事務局 1 名
- 5.会 計 1 名
- 6.事務局補佐 1 名
- 7.支部長 若干名
- 8.顧 問 若干名

その他必要に応じ、会長が指名するものを役員会に加えることができる。

第 7 条（役員の仕事及び任期）

- 1.会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にはこれを代行する。
 - 3.監事は、事業ならびに会計を監査する。
 - 4.事務局は、事務局の業務を担当する。
 - 5.会計は、会計を処理する。
 - 6.事務局補佐は、事務局業務の補佐をする。
 - 7.役員の仕事は、2年とする。
- 但し、会長が指名するものを、総会決議により決定するものとする。

第 8 条（総会、役員会）

- 1.総会は、年 1 回の開催とする。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。
- 2.総会は、規約、事業計画、予算、決算、役員を選出及びその他必要な事項を決定する。
- 3.総会は、会員の出席をもって構成し、議長は会長があたる。
- 4.議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 5.役員会は、第 6 条第 1 項から第 7 項までに掲げる役員をもって構成する。
- 6.役員会における議決は、出席者の過半数により決する。

第 9 条（所在地）

- 1.この団体を次の所在地に置く。

福岡県北九州市八幡西区鉄王2-12-1とする。

第10条（会費）

1.本会の会費は、入会金1,000円・年会費共に無料とする。

第11条（会計）

- 1.本会の会計は、会費及びその他の収入とする。
- 2.本会の会計は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第12条（その他）

会則に定めのない事項は、役員会においてこれを定める。

第13条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成29年12月30日とする。

入会申込時にご提供いただいた個人情報は、本会事業の運営以外には使用いたしません。